

処 分 の 名 称	高圧ガスの輸入検査
根拠法令・条項	高圧ガス保安法（昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号）第 22 条第 1 項
関係法令・条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガス保安法第 22 条第 4 項 ・ 一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年 5 月 25 日通商産業省令第 53 号）第 45 条の 3、第 46 条、第 47 条及び第 99 条 ・ 液化石油ガス保安規則（昭和 41 年 5 月 25 日通商産業省令第 52 号）第 45 条の 3、第 45 条の 4 及び第 46 条 ・ 冷凍保安規則（昭和 41 年 5 月 25 日通商産業省令第 51 号）第 31 条の 3、第 32 条及び第 69 条 ・ 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和 50 年 8 月 1 日通商産業省告示第 291 号）
審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（令和 2 年 8 月 6 日 20200715 保局第 1 号）
標 準 処 理 期 間	検査終了の日から 8 日